○防衛省告示第十四号

海上における水上標的に対する射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十三年一月七日

防衛大臣　北澤　俊美

期　間　平成二十三年一月十七日から同年二月二十五日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

区　域　北九州沖海面の次の(ア)から(エ)までの四点を順次結んだ線及び(ア)の点と(エ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度二四四メートルまでの間

(ア)　北緯三四度五一分一一秒　東経一三〇度三五分〇六秒

(イ)　北緯三四度四三分三一秒　東経一三〇度五二分〇一秒

(ウ)　北緯三四度〇八分五二秒　東経一三〇度二九分〇一秒

(エ)　北緯三四度一六分五七秒　東経一三〇度一二分三七秒

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第十五号

海上における水上標的に対する射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十三年一月七日

防衛大臣　北澤　俊美

期　間　平成二十三年一月二十四日から同年一月二十八日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。

区　域　日向灘東方海面及び足摺岬沖海面の次の(ア)から(コ)までの十点を順次結んだ線及び(ア)の点と(コ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度九一五メートルまでの間

(ア)　北緯三二度〇一分四三秒　東経一三二度三七分五一秒

(イ)　北緯三二度〇九分一三秒　東経一三二度五九分五一秒

(ウ)　北緯三二度四八分一三秒　東経一三二度五九分五一秒

(エ)　北緯三二度〇二分一三秒　東経一三二度二九分五一秒

(オ)　北緯三二度四二分一三秒　東経一三二度二九分五一秒

(カ)　北緯三二度〇四分一三秒　東経一三二度〇七分五一秒

(キ)　北緯三二度二五分一三秒　東経一三二度〇七分五一秒

(ク)　北緯三二度三〇分四三秒　東経一三二度〇九分二一秒

(ケ)　北緯三二度〇〇分一三秒　東経一三二度三四分五一秒

(コ)　北緯三二度〇三分一三秒　東経一三二度三七分五一秒

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○関東地方整備局告示第三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年一月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年一月七日

関東地方整備局長　菊川　滋

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十六号	昭島市緑町五丁目二九〇四番一地先から福生市大字熊川字東四六一番三地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局相武国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年一月七日

○関東地方整備局告示第四号

浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第十三条第一項の規定に基づき、平成二十二年十二月十七日付けをもって次のように工場において製造される浄化槽の型式を認定したので、同法第十九条の規定に基づき告示する。

平成二十三年一月七日

関東地方整備局長　菊川　滋

昭和55年建設省告示第1292号第1第2号による嫌気濾床接触ばっ気方式

製造者の住所・氏名	埼玉県大里郡寄居町用土5865―5　水環境浄化事業協同組合 代表理事　菅原　元彦
工場の所在地及び名称	茨城県行方市荒宿185　有限会社　田上造船
認定番号	浄化槽の名称
3―10―1E―001	UUS　I―6型
〃　―1	UUS　I―8型
〃　―2	UUS　I―10型

○北陸地方整備局告示第一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年一月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年一月七日

北陸地方整備局長　前川　秀和

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十九号及び四百五十九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
阿賀野市保田字義京免一一九一番三から同市保田字義京免一一九一番一まで	前	三六・九〇～五四・一〇メートル	〇・〇二八キロメートル
	後	三六・九〇～五三・七〇メートル	〇・〇二八キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所

○北陸地方整備局告示第二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年一月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年一月七日

北陸地方整備局長　前川　秀和

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十九号及び四百五十九号	阿賀野市保田字義京免一一九一番三から同市保田字義京免一一九一番一まで	北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年一月七日

○近畿地方整備局告示第五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年一月七日

近畿地方整備局長　上総　周平

一　施行者の名称　和歌山県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十五年近畿地方整備局告示第四十七号和歌山都市計画道路事業三・三・九号西脇山口線

三　事業施行期間　自平成十五年三月二十八日至平成二十四年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし